

今後の市の対応について

令和2年7月31日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

今後の本市における新型コロナウイルス感染症対策については、次により取り組むものとする。

1 三次市主催のイベント及び施設利用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部が令和2年7月31日に改正した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下「県の対処方針」という。）「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請」に準じて取り扱う。

なお、指定管理者に対してもこの旨を連絡し、県の対処方針の徹底を要請する。
また、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直すものとする。

2 市民への呼びかけについて

県の対処方針「4 県民に対する要請」の①～⑪について周知を図る。